

宮古島市水道部と信州大学アクア・リジェネレーション機構との
水環境における連携に関する協定書

宮古島市水道部と信州大学アクア・リジェネレーション機構（以下「両機関」という。）は、次のとおり連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、両機関の連携のもと、資源及び研究成果等の交流を促進し、地域における安全な水環境の確保及び持続可能な水資源管理を推進するため、相互に協力し、安全な飲料水の供給及び地域環境の保全ならびに研究にともなう人材の育成に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 両機関は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- （1）農薬除去を主眼とした浄水処理技術の共同研究及び実証に関すること
- （2）水質分析・評価に関する共同研究及びデータ共有に関すること
- （3）水道施設の利用に関すること
- （4）研究に伴う教育及び人材育成に関すること
- （5）その他、本協定の目的達成に必要と認める事項

（実施内容）

第3条 前条に掲げる連携事項の具体的な実施内容は、両機関において協議の上、決定するものとする。

2 前項に関し、両機関は、必要に応じて別途契約を締結するものとする。

（連携会議）

第4条 第2条の連携事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携会議を設置することができる。

（守秘義務）

第5条 両機関は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の期間中及び期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

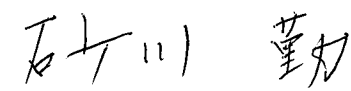
（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 8 年 1 月 9 日

宮古島市水道部
水道部長



信州大学
アクア・リジェネレーション機構長